

鴻巣市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年12月

鴻 巣 市

目 次

第1章 はじめに	1
1 背景	1
2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行と行動計画の作成	2
第2章 対策の基本方針	4
1 目的及び基本的な戦略	4
2 実施上の留意点	6
3 発生時の被害想定等.....	8
4 役割分担	10
5 発生段階	12
6 行動計画の主要6項目	14
(1) 実施体制	
(2) 情報収集と情報提供・共有	
(3) 予防・まん延防止	
(4) 予防接種	
(5) 医療	
(6) 市民生活及び地域経済の安定確保	
7 緊急事態宣言時の措置	25
第3章 発生段階別の対応	26
1 未発生期（国内・海外未発生）.....	27
(1) 実施体制	
(2) 情報収集と情報提供・共有	
(3) 予防・まん延防止	
(4) 予防接種	
(5) 医療	
(6) 市民生活及び地域経済の安定確保	
2 海外発生期	31
(1) 実施体制	
(2) 情報収集と情報提供・共有	
(3) 予防・まん延防止	
(4) 予防接種	
(5) 医療	
(6) 市民生活及び地域経済の安定確保	

3	国内発生期	34
	(1) 実施体制	
	(2) 情報収集と情報提供・共有	
	(3) 予防・まん延防止	
	(4) 予防接種	
	(5) 医療	
	(6) 市民生活及び地域経済の安定確保	
4	県内発生早期	40
	(1) 実施体制	
	(2) 情報収集と情報提供・共有	
	(3) 予防・まん延防止	
	(4) 予防接種	
	(5) 医療	
	(6) 市民生活及び地域経済の安定確保	
5	県内感染拡大期	47
	(1) 実施体制	
	(2) 情報収集と情報提供・共有	
	(3) 予防・まん延防止	
	(4) 予防接種	
	(5) 医療	
	(6) 市民生活及び地域経済の安定確保	
6	小康期	53
	(1) 実施体制	
	(2) 情報収集と情報提供・共有	
	(3) 予防・まん延防止	
	(4) 予防接種	
	(5) 医療	
	(6) 市民生活及び地域経済の安定確保	
参考	国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	56
	用語解説	59

第1章 はじめに

1 背景

毎年流行を繰り返すインフルエンザウイルスは、これまで10年から40年に1回程度、型が大きく変わっている。新しい型のインフルエンザウイルスが出現すると、多くの人々が免疫を持っていないために世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

厚生労働省は、平成17年11月、新型インフルエンザ対策を迅速かつ確実にを行うため、「世界保健機関(WHO)世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、各省庁や自治体を実施する具体的な対応策を定めた。埼玉県においても、同年11月に「埼玉県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

その後、平成20年5月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」という。)及び「検疫法」が改正された。また、平成21年2月には、その後の科学的知見を踏まえ、国の計画が抜本的に見直された。

こうした中、同年4月に新型インフルエンザ(A/H1N1)がメキシコで発生し、同年6月にWHOは「世界的な大流行(パンデミック)」を宣言した。

我が国においても、同年5月に国内で初の感染者が確認され、1年余で約2千万人がり患したと推計された。

そのため、本市では、同年8月に「鴻巣市新型インフルエンザ(A/H1N1)の感染拡大の防止に関する指針」を策定した。

しかし、この新型インフルエンザ(A/H1N1)の特徴は、季節性インフルエンザと類似する点が多く、国ではその対応に当たり、行動計画等をそのまま適用するのではなく、地域の実情に応じた柔軟な対応を行っていくこととし、数次にわたり基本的な対処方針やその運用方針等を示し、県もこれに従い対策を行った。

病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ(A/H1N1)においても、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫した状況が見られた。このため、従前の行動計画における高病原性のインフルエンザへの対応に加え、重症度に応じた柔軟な対策が実施できるよう、県は平成23年2月、国は同年9月にそれぞれ新型インフルエンザ対策行動計画を見直した。

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行と行動計画の作成

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行

平成25年4月13日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が施行された。

この特措法は、病原性が高い新型インフルエンザだけでなく、感染力の強さから新型インフルエンザと同様な危険性があり、社会的影響が大きい新感染症が発生した場合も対象としており、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としている。

特措法は、国・地方公共団体・指定（地方）公共機関・事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等とあわせて、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものとなっている。

(2) 行動計画の作成

平成25年6月7日、国は特措法第6条に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成した。

県は、平成26年1月に特措法第7条第1項の規定により、政府行動計画に基づき、「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成した。

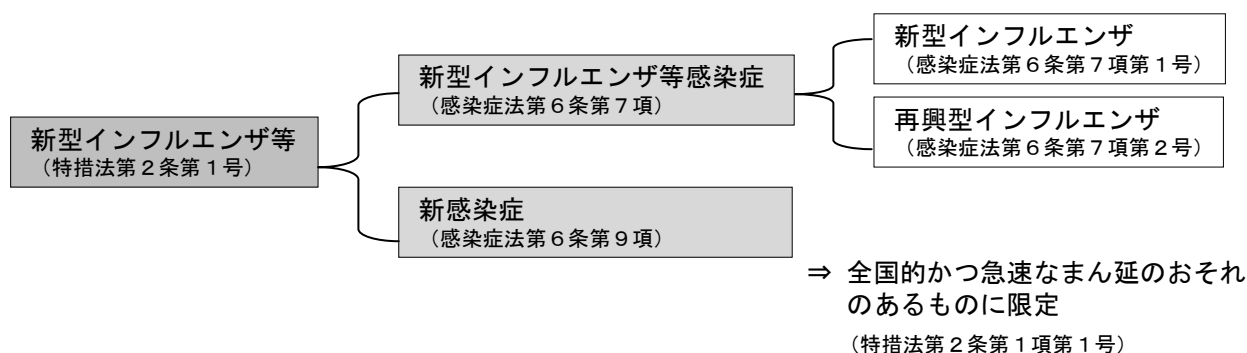
これらを踏まえ、本市では、特措法第8条第1項の規定により、県行動計画に基づき、「鴻巣市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成したものである。

市行動計画は、鴻巣市の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する措置等を示すものである。

(3) 行動計画の対象

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- ① 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ② 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの



なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。

人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、埼玉県が実施する「国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」（「県行動計画」の参考本計画 56 から 58 頁）に対し、市は必要に応じて協力する。

（４）行動計画の見直し

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見の取り入れや、新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、政府行動計画及び県行動計画が見直された場合などは、市は、必要に応じ適時適切に市行動計画の変更を行う。

第2章 対策の基本方針

1 目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。

また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国や市への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、社会生活や経済全体にも大きな影響を与えかねない。

このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患するものと考えられるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供体制のキャパシティ（医療サービスの提供能力）を超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

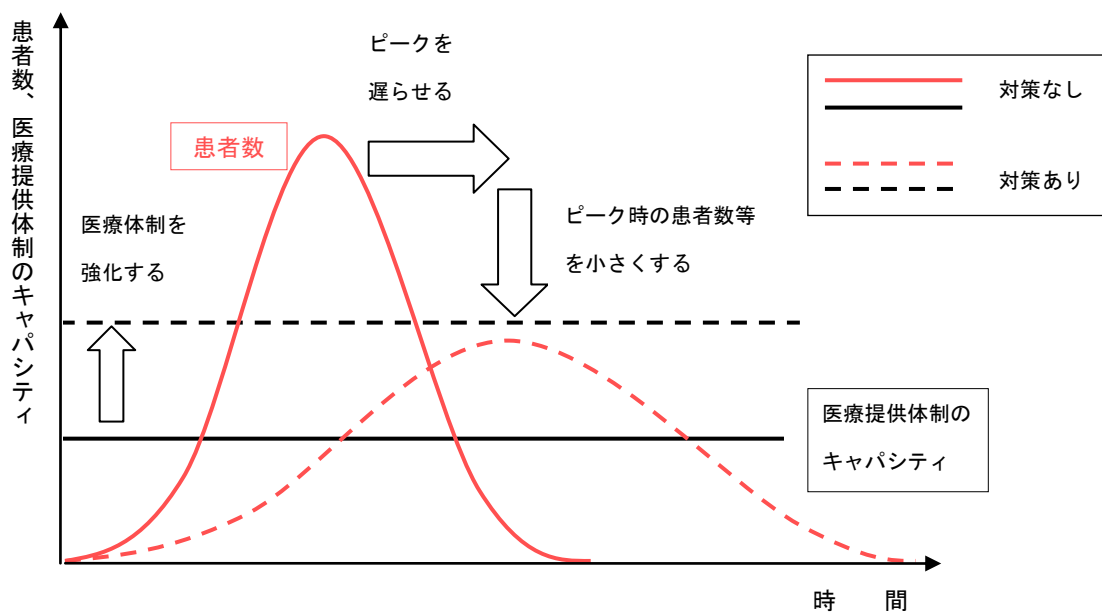
（1）感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- ① 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ② 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ③ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

（2）市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- ① 感染対策を行うことで、欠勤者（り患による欠勤・家族の看護等による出勤困難等）の数を減らす。
- ② 事業継続計画を作成し、実施することで、医療の提供の業務や市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果（概念図）>



2 実施上の留意点

新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生した際に、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画、市行動計画等に基づき、国、県等と相互に連携協力し、対策を実施する場合には、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、県との連携のもと、以下の対策の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、法令に基づき行うこととし、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

- ・ 医療関係者への医療等の実施の要請等
- ・ 不要不急の外出の自粛要請
- ・ 学校、興行場等の使用等制限等の要請等
- ・ 臨時の医療施設の開設のための土地等の使用
- ・ 緊急物資の運送等
- ・ 特定物資の売渡しの要請等

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

新型インフルエンザ等政府対策本部（以下「政府対策本部」という。）、埼玉県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）、鴻巣市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長は、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する上で、特に必要があると認めた場合には、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(4) 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

3 発生時の被害想定等

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザの流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルスの感染力や重症者の発生割合、社会環境等に左右されるものである。また、ウイルスの病原性の高さや発生の時期にも左右されることから、発生前にその流行規模を予測することは難しい。

政府行動計画は、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として想定されている。(り患率については、第7回ヨーロッパインフルエンザ会議の勧告に基づき、全人口の25%が新型インフルエンザにり患すると想定し、米国疾病予防管理センターにより示された推計モデル(FluAid 2.0 著者 Meltzer ら、2000年7月)を用いて被害規模が推計されていると考えられる。)

県では、国の被害想定を基に、下表のとおり本県における受診患者数、入院患者数、死亡者数を推計しており、市行動計画でもこれを参考とする。

	鴻巣市		埼玉県		全 国	
医療機関を受診する患者数	約 12,000 人～ 約 23,000 人		約75万人～約140万人		約1,300万人～ 約2,500万人	
入院患者数の上限	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	約 500 人	約 1,800 人	約3万人	約 11 万人	約53万人	約 200 万人
死亡者数の上限	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	約 150 人	約 600 人	約 9,500 人	約 36,000 人	約 17 万人	約 64 万人

※ 入院患者数、死亡者数については、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを参考に、アジアインフルエンザでの致命率を 0.53% (中等度)、スペインインフルエンザでの致命率を 2.0% (重度) として想定した。

※ この推計においては、新型インフルエンザワクチン、抗インフルエンザウイルス薬、抗菌薬等、医療体制や衛生状況等については一切考慮されていない。

※ この推計は、今後も適宜見直すことがある。

(2) 社会・経済的影響

新型インフルエンザ等による社会・経済への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ① 国民の 25%が流行期間 (約 8 週間) にピークを作りながら順次り患する。り患者は 1 週間から 10 日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の期間欠勤し、治癒後 (感染力が消失して) 職場に復帰する。
- ② ピーク時 (約 2 週間) に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等 (学校・保育施設等の臨時休

業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時(約2週間)には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

平成21年の新型インフルエンザ(A/H1N1)における入院患者数や死亡者数は以下のとおりであった。このため、前述の想定をかなり下回る想定についても考慮しておく必要がある。

	埼玉県	全国
医療機関受診患者数	約108万人	約2,000万人
入院患者数	383人	約1.8万人
死亡者数	9人	198人

4 役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するに当たり、関係機関等の役割を以下に示す。

(1) 国
<p>地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進、国際的な連携・国際協力の推進に努める。</p> <p>【新型インフルエンザ等発生前】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった準備を総合的に推進 <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府対策本部の基本的対処方針に基づき対策を強力に推進 医学・公衆衛生学等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴き、対策を実施
(2) 県
<p>特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担う。</p> <p>県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備える。</p> <p>新型インフルエンザ等発生時は、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。</p> <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県対策本部等を設置 政府の基本的対処方針に基づき、市町村や関係機関と連携 市町村や関係機関に対し、速やかに情報提供 地域医療体制の確保やまん延防止に関する対策を推進
(3) 市
<p>市民に最も近い行政単位として、地域の実情に応じた計画を作成するとともに、市民に対するワクチンの接種や市民の生活を支援する。</p> <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> 要援護者への支援等に関し主体的に対策を実施 対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村等と連携 市民への情報提供 市対策本部を設置し、地域の実情に応じた対策を推進

(4) 医療機関
<p>【新型インフルエンザ等発生前】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策 ・ 必要となる医療資器材の確保 ・ 診療継続計画の策定 ・ 地域における医療連携体制の整備 <p>【新型インフルエンザ等患者発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携 ・ 発生状況に応じて医療を提供
(5) 指定（地方）公共機関
<p>医療、医薬品等の製造・販売、電気、ガス、輸送、通信その他公益的事業を営む法人で、特措法施行令で定められ又は知事が指定する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特措法に基づき業務計画を作成 <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策を実施 ・ 国や県などの地方公共団体と連携協力して、的確かつ迅速に対策を実施
(6) 登録事業者
<p>医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で、あらかじめ登録した者。</p> <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の指示により臨時に予防接種を実施 ・ 事業活動の継続 ・ 発生前から、職場における感染対策の実施 ・ 重要業務の事業継続などの準備を積極的に実施
(7) 一般の事業者
<p>新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。</p> <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の事業を縮小 ・ 多数の者が集まる事業者は、感染防止措置を徹底
(8) 市民
<p>日頃から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っているマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。</p> <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生の状況や実施されている対策等についての情報を入手 ・ 外出自粛や感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施

5 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階に応じて採るべき対応が異なる。状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各発生段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で県が判断することとしている。

本計画では、国の分類に基づき、県行動計画に準じて次のとおり6つの発生段階に分類した。国、県、市、関係機関等は、行動計画等で示された対策を段階に応じて実施することとする。なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らない。さらに、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意する必要がある。

県及び本市の行動計画における設定

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生期	国内で新型インフルエンザ等が発生した状態 【政府行動計画】 ・ 地域未発生期（本県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）
県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 【政府行動計画】 ・ 地域発生早期（県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）
県内感染拡大期	県内で新型インフルエンザ等の感染被害が拡大し、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態 【政府行動計画】 ・ 地域感染期（県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態）
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

※1 これらの発生段階は順を追って段階的に進行するものとは限らない。

※2 県内発生早期及び県内感染拡大期に係る対策については、県内の状況にかかわらず、隣接都県等での流行状況等を踏まえて実施することがある。

〈参考〉政府行動計画（平成25年6月策定）における発生段階の区分

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	<p>国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</p> <p>各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・ 地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）
国内感染期	<p>国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</p> <p>各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・ 地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） ・ 地域感染期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態）
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

6 行動計画の主要6項目

新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するため、市行動計画は、その目標と活動を「(1) 実施体制」、「(2) 情報収集と情報提供・共有」、「(3) 予防・まん延防止」、「(4) 予防接種」、「(5) 医療」、「(6) 市民生活及び地域経済の安定確保」の6項目に分けて立案する。

また、政府対策本部長が県内を対象区域として緊急事態宣言を行ったときは、国の基本的対処方針、県行動計画及び市行動計画に基づき、必要に応じた措置を講じる。

各項目ごとの対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点については以下のとおりである。

(1) 実施体制

① 発生前の体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、市においては、新型インフルエンザ等の発生に備え、鴻巣市新型インフルエンザ等対策検討連絡会議（以下「市検討連絡会議」という。）により事前準備の進捗を確認し、健康管理部門と危機管理部門を中心に関係部局の連携を確保しながら、市一体となった取組を推進する。また、県、他市町村等との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

② 発生時の体制

新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部及び県対策本部が設置されたときは、市検討連絡会議を開催し、情報収集と、対応方針等について協議を行う。

さらに、国による緊急事態宣言が発令された場合は、特措法第34条に基づき、市対策本部を設置し、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、総合的かつ効果的な対策を推進する。

【本市の組織】

鴻巣市新型インフルエンザ等対策本部

鴻巣市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、市長を本部長として設置し、新型インフルエンザ等への総合的な対策を実施する。

市対策本部の組織は、鴻巣市新型インフルエンザ等対策本部要綱に基づき、副市長、教育委員会教育長、埼玉県央広域消防本部消防長又はその指名する消防吏員、その他本部長が市職員のうちから任命する者を本部員とし、新型インフルエンザ等の対策に当たる。

鴻巣市新型インフルエンザ等対策検討連絡会議

保健医療部及び危機管理担当部署との会議として設置し、平常時から庁内各部の連携を確保しながら、新型インフルエンザ等への対策の取組を推進する。新型インフルエンザ等の発生が確認された場合、必要に応じて開催し、情報収集と、対応方針等について協議を行う。

関係各課の課長等で構成する。

【県本庁の組織】

埼玉県新型インフルエンザ等対策本部

新型インフルエンザ等が発生した場合、埼玉県新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、知事を本部長として設置し、総合的な対策を実施する。

県対策本部の組織は、埼玉県新型インフルエンザ等対策本部要綱に基づき、関係各部署の部（局）長等を本部員とし、部を置き、業務を分担して新型インフルエンザ等対策に当たる。

埼玉県新型インフルエンザ等対策推進会議

保健医療部を議長として設置し、平常時から新型インフルエンザ等への対策を推進する。

また、発生時において、県対策本部長から発生状況、患者発生時の医療に関する事項、まん延防止策等の特定の事項を付議されたときは、対策推進会議を開催し、協議の結果を県対策本部長へ報告する。

関係各課所の課所長で構成する。

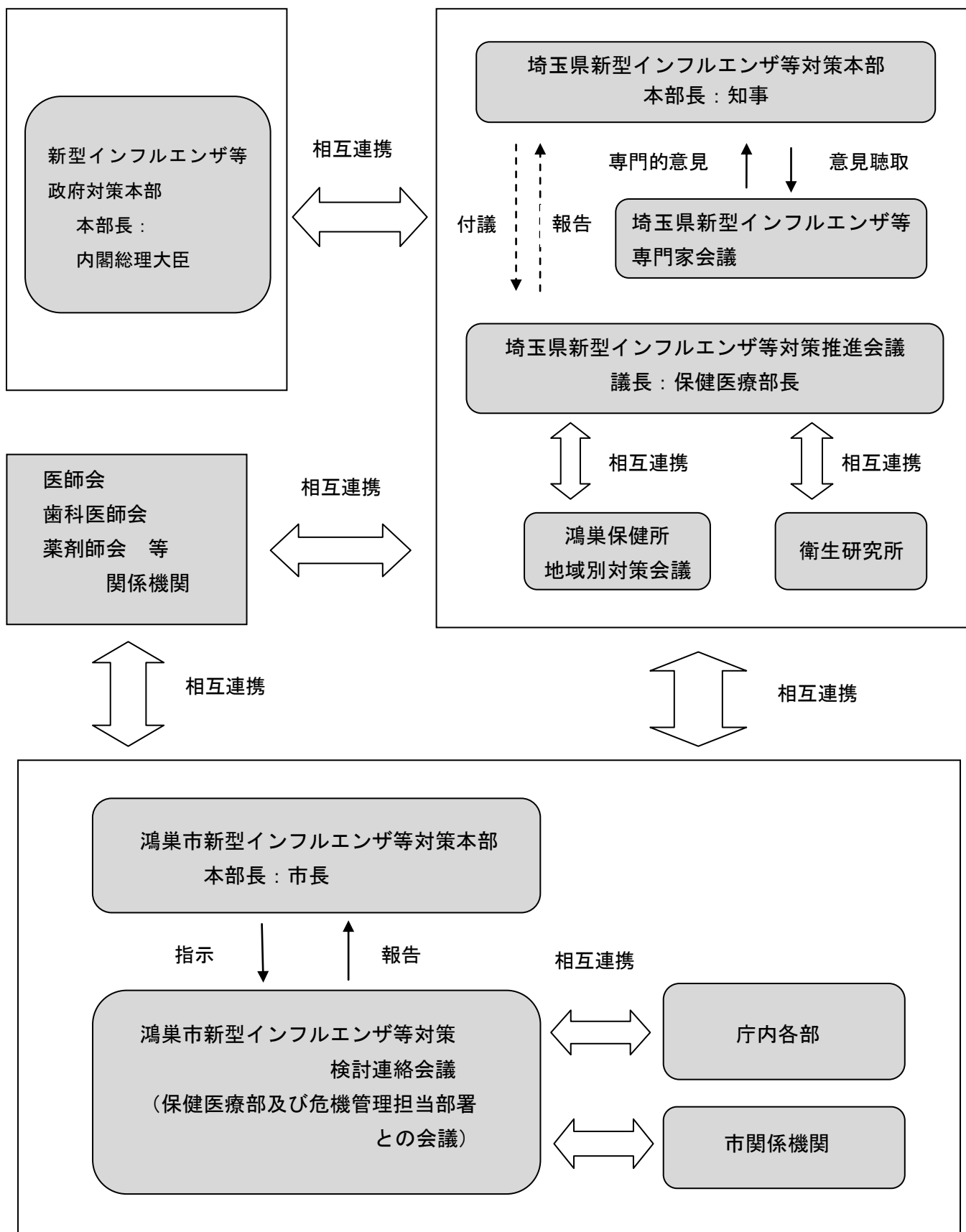
【県地域機関の組織】

保健所
地域保健に関する広域的・専門的拠点として、関係機関との連絡調整、感染症発生動向の調査、疫学調査や検体の採取・輸送、相談応需等を行い、地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。
衛生研究所
県の衛生行政の科学的、技術的中核として、関係部局と緊密な連携のもとに、新型インフルエンザ等に係る病原体の検査及び調査研究、疫学情報の収集・解析を行うとともに、保健所の疫学調査への技術支援等を行う。

【県その他】

埼玉県新型インフルエンザ等専門家会議
本県の実情にあった新型インフルエンザ等対策を検討することを目的として設置し、新型インフルエンザ等出現時の専門的な技術的事項についての調査検討等を行う。 医学・公衆衛生学、法律等について学識経験を有する専門家で組織する。
地域別対策会議
原則として、二次医療圏を単位として設置し、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。 保健所を中心として、地域医師会、地域薬剤師会、国立病院機構や大学病院等を含む地域の中核的医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者により構成する。

【新型インフルエンザ等対策の推進体制図】



(2) 情報収集と情報提供・共有

① 情報収集と情報提供・共有の目的

危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を下に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、双方向性のコミュニケーションが必須である。

② 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられる。このため、外国人、障がい者など、情報が届きにくい人にも配慮し、インターネットを含めた媒体等を用いて、受け手に応じた理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

③ 発生前における市民等への情報提供

発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを、市民のほか、医療機関、事業所等に情報提供する。こうした適切な情報提供により、新型インフルエンザ等対策に関し理解を深めてもらい、発生時の市民等の適切な行動につなげる。

特に、児童、生徒等に対しては、学校等での集団感染などにより地域における感染拡大の起点となりやすいことから、保健医療部や福祉部、教育委員会等が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していく。

④ 発生時における市民等への情報提供及び共有

ア 発生時の情報提供について

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

提供する情報の内容は、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。媒体の活用に加え、市から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ等の活用を行う。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図る。

イ 相談窓口の設置

新型インフルエンザ等発生時、市民からの一般的な相談に応じるための相談窓口等を設置し、国が配布するQ&A等を参考に適切な情報提供を行う。

ウ 市民の情報収集の利便性向上

情報収集の利便性向上のため、国、県、市の情報などを、必要に応じて、集約し、総覧できるホームページを開設する。

⑤ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図るため、広報担当者を中心に、適時適切に情報を共有し、発信する。なお、対策の実施主体となる各部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、市対策本部もしくは市検討連絡会議にて調整する。

(3) 予防・まん延防止**① 予防・まん延防止の目的**

新型インフルエンザ等の予防・まん延防止は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

予防・まん延防止は、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせで行う。

ただし、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、病原性・感染力等や発生状況の変化に応じて実施する対策を決定し、又は、実施している対策の縮小・中止を行う。

② 主な予防・まん延防止**ア 個人における対策**

マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、県が行う不要不急の外出の自粛要請等に適宜協力する。

イ 地域対策・職場対策

県とともに、国内発生早期から、学校における臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）や職場における時差出勤の実施など、感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、県が行う施設の使用制限の要請等に適宜協力する。

ウ その他

海外発生期には、その状況に応じ県から発出される感染症危険情報を周知する。感染症には潜伏期間や不顕性感染などがあることから、ある程度の割合で感染者は入国し得るため、市内での患者の発生に備えて、体制の整備を図る。

(4) 予防接種**① ワクチン**

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数等を医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

② 特定接種

ア 特定接種の概要

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

イ 特定接種の対象となり得る者

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

(ア) 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

(イ) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

(ウ) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

ウ 接種順位等

国は、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会（政府の新型インフルエンザ等対策有識者会議の下に設置された医学・公衆衛生の学識経験者を中心とした委員会）の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位その他の関連事項を決定する。

エ 特定接種の登録

市は、県とともに、国が定める特定接種に関する実施要領に基づき、特定接種の登録対象となる事業者に対し、登録申請について情報提供を行う。

オ 特定接種の接種体制

特定接種は原則として集団接種によるものとし、登録事業者又は登録事業者が属する事業団体ごとに集団接種体制を構築することが登録の要件となる。

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国が実施主体となる。

新型インフルエンザ等対策を担う地方公務員については、所属する県又は市が実施主体として接種を行う。

③ 住民接種

ア 臨時接種

特措法において、緊急事態宣言が行われている場合については、ワクチンを緊急に、可能な限り多くの市民に接種するため、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

この場合、市は、原則として集団的接種を行うこととし、全市民が速やかに接種することができる体制の構築を図る。

イ 新臨時接種

一方、緊急事態宣言が行われていない場合においても、住民の大多数に免疫がないことから、季節性インフルエンザの感染者を大きく上回る感染者が発生し、医療をはじめ、社会経済に深刻な影響を与えるおそれがあるため、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

この場合においても、全市民が接種することができる体制の構築を図る。

ウ 接種順位

住民接種の接種順位については、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて政府対策本部が決定する。

【参考：政府行動計画における接種順位の基本的な考え方】

特定接種以外の対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。

- (ア) 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる群（基礎疾患を有する者及び妊婦）
- (イ) 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- (ウ) 成人・若年者
- (エ) 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もある。

エ 住民接種の接種体制

住民接種については、市が実施主体となり、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

④ 留意点

危機管理事態における「特定接種」と、「住民接種」の二つの予防接種全体の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、政府対策本部が、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じ、総合的に判断し、決定するとされている。

⑤ 医療関係者に対する要請

県は、予防接種を行うため必要があると認めるときに、特措法に基づき、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示を行うこととされており、市は予防接種の実施に向けた体制整備に協力する。

(5) 医療**① 医療の目的**

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

② 発生前における医療体制の整備

保健所は、二次医療圏等の圏域を単位とし、地域別対策会議の開催等により、新型インフルエンザ等の発生時における地域の医療体制の確保に向けて関係機関と調整・検討等を行う。市は必要に応じて医師会等と協議・調整し、地域の医療体制整備に協力する。

③ 発生時における医療体制の維持・確保**ア 医療に関する情報提供等**

県とともに、海外発生期以降の段階では、正確かつ迅速な情報提供体制の維持（症例定義や診断・治療に関する情報等の周知等）に努める。必要な場合には、保健所が適宜開催する地域別対策会議において、流行状況や地域の実情に応じた医療体制の確保について共に協議・検討を行う。

イ 発生早期の医療体制

発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である。病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等は、感染症指定医療機関等への入院措置が行われる。

新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られている。そのため、県とともに、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

(ア) 新型インフルエンザ等専用外来（帰国者・接触者外来）

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、県内感染拡大期に移行するまでは県は県内に新型インフルエンザ等専用外来（以下「専用外来」という。）を確保して診療を行う。ただし、新型インフルエンザ等の患者は、専用外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。

このため、専用外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

(イ) 帰国者・接触者相談センター

新型インフルエンザ等が海外で発生し、専用外来が設置された場合、速やかに帰国者・接触者相談センターが設置される。

帰国者・接触者相談センターは、発生国からの帰国者や患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から電話で相談を受け、専用外来へと受診調整する。新型インフルエンザ等により患している危険性が高い者を専用外来に集約することでまん延をできる限り防止する。

帰国者・接触者相談センターが、次に掲げる事項について、インターネット、ポスター、広報誌等を活用し、地域住民へ広く周知することに対して、市は、必要に応じて協力する。

- a 全ての発熱・呼吸器症状等を有する者から相談を受けるのではないこと
- b 発熱・呼吸器症状等に加え、発生国への渡航歴や患者との濃厚な接触歴がある者を対象としていること
- c a、bに該当する者は、まず帰国者・接触者相談センターへ電話により問い合わせること等

ウ まん延期の医療体制

県内での感染被害が拡大し、専用外来以外の医療機関でも患者を診なければならなくなった場合等には、専用外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替えられる。

また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅医療に振り分け、医療体制の確保が図られる。

エ 医療機関等との連携

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、県、市を通じた連携だけでなく、医師会等の関係機関のネットワークを活用する。

(6) 市民生活及び地域経済の安定確保**① 社会・経済機能の維持**

新型インフルエンザ等は、多くの市民がり患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人のり患や家族のり患等により市民生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

死者や重症者の発生率が高い場合には、急激な感染拡大により、社会・経済的な影響として、従業員本人のり患や家族のり患等によって最大で従業員の40%程度が欠勤することも想定されている。

このため、市は、新型インフルエンザ等発生時においても最低限の市民生活が維持できるよう、関係者は、特措法に基づき発生前から十分準備を行うことが重要である。

② 要援護者への生活支援

市は、市民を支援する責務を有することから、市民に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行により孤立し、

生活に支障を来すおそれのある世帯（高齢者世帯・障がい者世帯等）の把握に努め、具体的な支援体制の整備を進める必要がある。

③ 物資及び資材の備蓄等

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材の備蓄、整備等を行う。

④ 埋火葬の円滑な実施

感染症法第30条第3項においては、「墓地、埋葬等に関する法律」（以下「墓埋法」という。）第3条に規定する24時間以内の埋火葬禁止規定の特例として、新型インフルエンザ等によって死亡した者については、感染防止の観点から24時間以内の埋火葬が認められているとともに、感染症法第30条第2項において、このような病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある遺体は、原則として火葬することとされている。

このため、市は、墓埋法において、埋火葬の許可権限等、地域における埋火葬の適切な実施を確保するための権限が与えられていることから、市内における火葬の適切な実施を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる主体的な役割を担うものとする。

7 緊急事態宣言時の措置

国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招く恐れがあると判断した場合に、政府対策本部は、期間、区域を示して緊急事態宣言を行う。

具体的には、発生した新型インフルエンザ等で重症例（肺炎、多臓器不全、脳症など）の発生頻度が高い場合で、また、患者の感染経路が特定できない、又は確認された患者が多数の人に感染させる可能性のある行動をとっていたなど多数の患者が発生する蓋然性が見込まれる場合において、都道府県の区域を基に指定されることとなる。

なお、近隣都県の発生状況等によっては、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していなくても、対象区域に含まれる場合もある。

市は、緊急事態宣言がされたときは、特措法第34条に基づき市対策本部を直ちに設置し、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、国の基本的対処方針並びに県及び市行動計画に基づき、本市の区域に係る新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

第3章 発生段階別の対応

以下、発生段階ごとに、状態、目的、対策の考え方、主要6項目（実施体制、情報収集と情報提供・共有、予防・まん延防止、予防接種、医療、市民生活及び地域経済の安定確保）の個別対策を記載する。行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特徴を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できる対策を示すものである。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなっている。個々の対策の具体的な実施時期は発生段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もある。病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性並びに対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定していくこととなる。発生段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

1 未発生期（国内・海外未発生）

状態：
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
目的：
発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方：
<p>1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国及び県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施等、事前の準備を推進する。</p> <p>2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。</p>

（1）実施体制

① 市行動計画等の作成

特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。

② 体制の整備及び国・県等との連携強化

ア 国及び県、他市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

イ 発生に備えた情報共有、事前準備を全庁的に進めるため、必要に応じて市検討連絡会議を開催する。

（2）情報収集と情報提供・共有

① 情報収集

新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報について、国及び県等を通じて収集する。

② 継続的な情報提供

ア 国及び県が発信する新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、市民に継続的に分かりやすい情報提供を行う。

イ マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対

しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

③ 体制整備等

- ア 発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国及び県等が発信する情報を入力することに努める。また、関係部局間での情報共有体制を整備する。
- イ 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、国からの要請に基づいて相談窓口等を設置する準備を進める。

（3）予防・まん延防止

① 個人における対策の普及

マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

② 地域対策・職場対策の周知

新型インフルエンザ等発生時に実施され得る職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図る。

（4）予防接種

① 特定接種

- ア 市は、国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じ、県とともに協力する。
- イ 市は、登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の集団的接種体制を構築することが困難な場合には、必要に応じて業種を担当する府省庁等が行う事業者支援と接種体制構築に協力する。
- ウ 特定接種のうち、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員に対し、集団的接種を原則として速やかに特定接種を実施できるよう、接種体制の構築を図る。

② 住民接種

- ア 国及び県の協力を得ながら、ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下の事項等に留意し、医師会、学校関係者等と連携の上、接種体制を構築する。
 - ・ 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - ・ 接種場所の確保（保健センター、学校、医療機関等）
 - ・ 接種に要する器具等の確保
 - ・ 接種に関する市民への周知方法（予約方法等）
- イ 円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の市町村における接種を可能にするよう努める。
- ウ 住民接種の対象者は、市内に居住する者（在留外国人を含む。）を原則とする

が、これ以外にも市に所在する医療機関に勤務する医療従事者及び入院中の患者等も考慮する。

（5）医療

① 地域医療体制の整備

ア 保健所が開催する地域別対策会議において、地域の実情に応じた医療体制の整備について検討する。

イ 一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進める。

② 医療機関等への情報提供体制の整備

県とともに、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関へ提供するための体制を整備する。

（6）市民生活及び地域経済の安定確保

① 要援護者への生活支援

ア まん延時における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に対応し、県と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

イ 市民に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来すおそれがある世帯（高齢者世帯、障がい者世帯等）への具体的な支援体制の整備を進める。

ウ 地域の状況に応じて以下を参考に市が要援護者を決める。

- ・ 一人暮らしで介護ヘルパー等の介護等がなければ、日常生活（特に食事）が非常に困難な者
- ・ 障がい者のうち、一人暮らしで介護ヘルパーの介護や介助がなければ、日常生活が非常に困難な者
- ・ 障がい者又は高齢者のうち、一人暮らしで支援がなければ市等からの情報を正しく理解することができず、感染予防や感染時・流行期の対応が困難な者
- ・ その他、支援を希望する者（ただし、要援護者として認められる事情を有する者）

エ 災害時要援護者リストの作成方法等を参考に、市の状況に応じて新型インフルエンザ等発生時の要援護者リストを作成する。

オ 関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障がい福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。

カ 要援護者の登録情報を分析し、必要な支援内容（食料品、生活必需品等の提供の準備等）、協力者への依頼内容を検討する。

② 物資及び資材の備蓄等

県等とともに、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。

この場合、特措法第11条の規定により、災害対策用に備蓄する物資及び資材は、兼ねることができるものとする。

③ 火葬能力等の把握

ア 市は、県が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討する際に連携する。また、県が火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う際に連携する。

イ 火葬場における稼働可能火葬炉数、平時及び最大稼働時の一日当たりの火葬可能数、使用燃料、その備蓄量及び職員の配置状況等の火葬場の火葬能力並びに公民館、体育館及び保冷機能を有する施設など一時的に遺体を安置することが可能な施設（以下「臨時遺体安置所」という。）数について、県が調査する場合に協力する。

ウ 県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行う。その際には戸籍事務担当部局等関係機関との調整を行うものとする。

2 海外発生期

状態：
<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ・ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
目的：
国内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方：
<ol style="list-style-type: none"> 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 2) 国及び県が積極的に収集する、国際的な連携による海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する情報を把握する。 3) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。

(1) 実施体制

- ① 厚生労働大臣が感染症法第44条の2第1項又は第44条の6第1項の規定により新型インフルエンザ等が発生したと認めた旨を公表し、内閣総理大臣が特措法第15条第1項の規定により政府対策本部を設置し、県対策本部も設置された場合、必要に応じて市検討連絡会議を開催し、発生状況等の情報収集と、今後の市の対応方針等について協議する。
- ② 保健所が必要に応じて開催する地域別対策会議において、地域における新型インフルエンザ等対策について協議を行う。

(2) 情報収集と情報提供・共有

① 情報収集

海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国及び県等を通じて必要な情報を収集する。

② 情報提供・共有

ア 国及び県が発信する新型インフルエンザ等の海外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策、新型インフルエンザ等に係る帰国者・接

触者相談センターや専用外来に関する情報等について、市民への情報提供に努め、注意喚起を行う。

イ 国、県、関係機関等とのインターネット等を活用した情報共有を行う。

③ 相談窓口の設置

ア 国からの要請に基づいて他の公衆衛生業務に支障を来たさないように、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、国から配布されるQ&A等を参考に適切な情報提供を行う。

イ 相談窓口は、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容にも対応できる体制について検討する。

(3) 予防・まん延防止

① 感染対策の実施

市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

② 感染症危険情報の発出等

県とともに、海外渡航者に対して、国が発出する感染症危険情報や渡航延期の勧告等について周知する。

③ 水際対策

県とともに、国が行う水際対策（発生疑いの場合の対策開始、検疫の強化、外国人の入国制限、停留施設の使用及び航空機等の運航の制限の要請）について情報提供する。

(4) 予防接種

① 特定接種

国及び県と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員に対し、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

② 住民接種

ア 国及び県と連携して、特措法第46条に基づく市民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。

イ 国の要請により、全市民が速やかに接種できるよう集団的な接種を行うことを基本として、事前に市行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

③ 情報提供

県とともに、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制等具体的な情報について情報提供を行う。

(5) 医療**① 医療体制の整備**

県とともに、専用外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。

② 帰国者・接触者相談センターの周知

国からの要請を受け、県とともに、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターを通じて、専用外来を受診するよう周知する。

③ 医療機関等への情報提供

県とともに、国から得た新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関に提供する。

(6) 市民生活及び地域経済の安定確保**① 要援護者対策**

新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。

② 事業者の対応

県とともに、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。

③ 遺体の火葬・安置

国からの要請、県の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が発生した場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。併せて、遺体の保存作業に必要な人員などの確保についても準備を進める。

3 国内発生期

状態：
埼玉県以外の国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生した状態。
目的：
県内発生に備えて体制の整備を強化する。
対策の考え方：
<p>1) 国内で発生した場合の状況等により、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合には、積極的な感染対策等をとる。</p> <p>2) 医療体制や感染対策について周知し、市民一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。</p> <p>3) 県内での発生及び県内感染拡大期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び地域経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制整備を急ぐ。</p> <p>4) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。</p>

(1) 実施体制

- ① 政府対策本部が基本的対処方針を変更し、国内発生早期に入った旨及び国内発生早期の対処方針を公示したときは、市検討連絡会議を開催し、発生状況等の情報収集と、今後の対応方針等について確認する。
- ② 保健所が必要に応じて開催する地域別対策会議において、地域における新型インフルエンザ等対策について協議を行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

① 緊急事態宣言時の体制

緊急事態宣言がされたときは、特措法第34条に基づき、市対策本部を直ちに設置する。

② 職員の配備体制

職員の配置基準は、新型インフルエンザ等に対応することとしている全ての人員を配備する非常体制とし、必要な緊急事態措置を実施する。

(2) 情報収集と情報提供・共有

① 情報収集

国内外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国及び県等を通じて必要な情報を収集する。

② 情報提供・共有

ア 国及び県が発信する情報を入手し、市民への情報提供に努める。また、国内外の発生状況と具体的な対策、今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について情報提供し、注意喚起する。

イ 個人レベルでの感染対策や受診方法等を周知するほか、学校、職場、事業所等での感染対策についての情報も適切に提供する。

ウ 市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

エ 国、県、関係機関等とのインターネット等を活用した情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。

③ 相談窓口の体制充実・強化

国及び県からの要請を受け、国から配布される状況の変化に応じたQ&Aの改訂版等を活用し、市民からの問い合わせに適切な情報提供の実施ができるよう、相談窓口の体制を充実・強化する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

埼玉県を区域として緊急事態宣言がされたときは、必要に応じ、市民に対する注意喚起・情報提供を行う。

(3) 予防・まん延防止

① 国及び県が、市民及び事業者等に対して行う次の要請に、必要に応じて協力する。

ア 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。

イ 事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

ウ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法等に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう教育部局に要請する。

エ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛けなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。

オ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

② 水際対策

県とともに、引き続き、国が発する渡航者・入国者等への注意喚起、検疫の強化、縮小等についての情報提供を継続する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

埼玉県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、県が行う以下の対策に協力する。

- ① 特措法第45条第1項に基づき、市民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
- ② 特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。
- ③ 特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設に対し、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。
- ④ 公共交通機関に対し、当該感染症の症状がある者が乗車しないことや、マスク着用等咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用、不要不急の利用の抑制の呼び掛けを行う。

（４）予防接種

① 特定接種

国及び県と連携し、引き続き、国の基本的対処方針を踏まえ、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員に対し、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

② 住民接種

国は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施について、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で決定する。

ア 国が決定した住民接種の順位、それに係る基本的な考え方等について、県からの情報提供をもとに、市民へ情報提供する。

イ パンデミックワクチンが全国民分製造されるまでに一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に規定

する接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する。

ウ 接種の実施に当たり、国及び県等と連携して、保健センター・学校などの公的な施設の活用及び医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

エ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報・ホームページ等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図る。

オ 医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、集団的接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行うことに留意する。

カ 医学的ハイリスク者に対しては、通院中の医療機関において、必ずしも集団的接種によらず接種を行うことも考えられる。

キ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。

ク 社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。

③ 住民接種の広報・相談

ア 市は実施主体として、市民からの基本的な相談に応じる。

イ 病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、市としてはワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供しておく。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

埼玉県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 市民に対する予防接種の実施

市民に対し、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

② 住民接種の広報・相談

病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第46条の規定に基づく市民に対する予防接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。

- ア 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - イ ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - ウ ワクチンの安全性・有効性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - エ 臨時接種、集団的接種など、通常実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- これらを踏まえ、広報に当たっては、次のような点に留意する。
- ア 市民へ接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
 - イ ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
 - ウ 接種の時期、方法など、市民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝える。
- 市は実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口の連絡先等の周知を行う。

(5) 医療

① 帰国者・接触者相談センターの周知

県とともに、引き続き、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターを通じて、専用外来を受診するよう周知する。

② 医療機関等への情報提供

県とともに、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関に提供する。

(6) 市民生活及び地域経済の安定確保

① 要援護者対策

新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。

② 社会・経済機能の維持

ア 県とともに、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。

イ 県とともに、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

③ 遺体の火葬・安置

国からの要請、県の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が発生した場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。併せて、遺体の保存作業に必要な人員などの確保についても準備を進める。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

埼玉県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 水の安定供給

水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

② 生活関連物資等の価格の安定等

国及び県と連携して、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

4 県内発生早期

状態：
埼玉県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
目的：
<ol style="list-style-type: none"> 1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。 2) 患者に適切な医療を提供する。 3) 感染拡大に備え、体制を整備する。
対策の考え方：
<ol style="list-style-type: none"> 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、県内発生の早期には積極的な感染拡大防止策を講じる。 2) 医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 3) 必要に応じて、県が行う県内発生早期の新型インフルエンザ等への医療提供・相談体制を支援し、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 4) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・地域経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 5) 感染の拡大に備え、医療体制の確保、市民生活及び地域経済の安定の確保のための準備などの体制整備を進める。 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

① 実施体制の強化等

ア 県内での発生が確認されたときは、政府対策本部及び県対策本部と連携を図り、市検討連絡会議を開催し、県内発生早期の感染拡大に向けた対策等を決定し、全庁一体となった対策を推進する。

イ 保健所が適宜開催する地域別対策会議において、地域の実情に応じた医療体制の整備等について協議する。

② 職員の配備体制

職員の配備体制は、新型インフルエンザ等に対応することとしている全ての人員を配備する非常体制とし、必要な県内発生早期の対策を実施する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 緊急事態宣言がされたときは、特措法第34条に基づき市対策本部を直ちに設置する。
- ② 市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。
- ③ 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合は、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

(2) 情報収集と情報提供・共有

① 情報収集

国内外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国及び県等を通じて必要な情報を収集する。

② 情報提供・共有

ア 国及び県が発信する国内外・地域内の発生状況と具体的な対策、今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について情報提供する。

イ 市民一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、県内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。

ウ 市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

エ 国、県、関係機関等とのインターネット等を活用した情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。

③ 相談窓口の継続

国及び県からの要請を受け、国から配布される状況の変化に応じたQ&Aの改訂版等を活用し、市民からの問い合わせに適切な情報提供の実施ができるよう、相談窓口体制を引き続き継続する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

埼玉県を区域として緊急事態宣言がされたときは、必要に応じ、市民に対する注意喚起・情報提供を行う。

(3) 予防・まん延防止

① 国及び県が、市民及び事業所等に対して行う次の要請に、必要に応じて協力する。

ア 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。

イ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

ウ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法等に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう教育部局に要請する。

エ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛けなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。

オ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要請する。

② 水際対策

県とともに、引き続き、国が発する渡航者・入国者等への注意喚起、検疫の強化、縮小等についての情報提供を継続する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

埼玉県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、県が行う以下の対策に協力する。

① 特措法第45条第1項に基づき、市民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出をしないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。

② 特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。

③ 特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設に対し、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。

④ 公共交通機関に対し、当該感染症の症状がある者が乗車しないことや、マスク着用等咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用、不要不急の利用の抑制の呼び掛けを行う。

(4) 予防接種

① 特定接種

国及び県と連携し、引き続き、国の基本的対処方針を踏まえ、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員に対し、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

② 住民接種

予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

ア 国が決定した住民接種の順位、それに係る基本的な考え方等について、県からの情報提供をもとに、市民へ情報提供する。

イ パンデミックワクチンが全国民分製造されるまでに一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に規定する接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する。

ウ 接種の実施に当たり、国及び県等と連携して、保健センター・学校などの公的な施設の活用及び医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

エ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報・ホームページ等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図る。

オ 医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、集団的接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行うことに留意する。

カ 医学的ハイリスク者に対しては、通院中の医療機関において、必ずしも集団的接種によらず接種を行うことも考えられる。

キ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。

ク 社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。

③ 住民接種の広報・相談

ア 市は実施主体として、市民からの基本的な相談に応じる。

イ 病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、市としてはワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供しておく。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

埼玉県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 市民に対する予防接種の実施

市民に対し、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

② 住民接種の広報・相談

病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第46条の規定に基づく市民に対する予防接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。

ア 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。

イ ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。

ウ ワクチンの安全性・有効性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。

エ 臨時接種、集団的接種など、通常実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

これらを踏まえ、広報に当たっては、次のような点に留意する。

ア 市民へ接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。

イ ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。

ウ 接種の時期、方法など、市民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝える。

市は実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口の連絡先等の周知を行う。

(5) 医療**① 帰国者・接触者相談センターの周知**

県とともに、引き続き、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターを通じて、専用外来を受診するよう周知する。

② 医療機関等への情報提供

県とともに、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関に提供する。

③ 在宅で療養する患者への支援

国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請が

あった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応に係る準備を行う。

（6）市民生活及び地域経済の安定確保

① 要援護者対策

新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

② 社会・経済機能の維持

ア 県とともに、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。

イ 県とともに、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

③ 遺体の火葬・安置

ア 県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を市内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡すよう調整する。

イ 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

埼玉県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 水の安定供給

水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

② 生活関連物資等の価格の安定等

国及び県と連携して、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報

収集窓口の充実を図る。

③ 要援護者への生活支援

国及び県の要請を受け、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

5 県内感染拡大期

状態：
埼玉県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で把握できなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。
目的：
1) 医療体制を維持する。 2) 健康被害を最小限に抑える。 3) 市民生活・地域経済への影響を最小限に抑える。
対策の考え方：
1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。 2) 市内での発生の状況に応じ、実施すべき対策の判断を行う。 3) 医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 4) 県が行う医療体制の維持に協力し、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめる。 5) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・地域経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 6) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

① 実施体制の強化等

ア 県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で把握できなくなったときは、政府対策本部及び県対策本部と緊密な連携を図り、市検討連絡会議を開催し、県内感染拡大期の対策等を決定し、全庁一体となった対策を推進する。

イ 保健所が適宜開催する地域別対策会議において、地域の実情に応じた医療体制の整備等について協議する。

② 職員の配備体制

市職員の配備体制は、新型インフルエンザ等に対応することとしている全ての人員を配備する非常体制とし、県内感染拡大期の対策を実施する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 緊急事態宣言がされたときは、特措法第34条に基づき市対策本部を直ちに設置する。
- ② 市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。
- ③ 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合は、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

(2) 情報収集と情報提供・共有

① 情報収集

国内外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国及び県等を通じて必要な情報を収集する。

② 情報提供・共有

ア 国及び県が発信する国内外・地域内の発生状況と具体的な対策、今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について情報提供する。

イ 市民一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、県内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。

ウ 市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

エ 国、県、関係機関等とのインターネット等を活用した情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。

③ 相談窓口の継続

国及び県からの要請を受け、国から配布される状況の変化に応じた国のQ&Aの改訂版等を活用し、市民からの問い合わせに適切な情報提供の実施ができるよう、相談窓口体制を引き続き継続する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

埼玉県を区域として緊急事態宣言がされたときは、必要に応じ、市民に対する注意喚起・情報提供を行う。

(3) 予防・まん延防止

① 国及び県が、市民及び事業者等に対して行う次の要請に、必要に応じて協力する。

ア 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。

イ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

ウ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法等に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう教育部局に要請する。

エ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛けなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。

オ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要請する。

② 水際対策

県とともに、引き続き、国が発する渡航者・入国者等への注意喚起、検疫の強化、縮小等についての情報提供を継続する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

埼玉県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、県が行う以下の対策に協力する。

① 特措法第45条第1項に基づき、市民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。

② 特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。

③ 特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設に対し、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。

④ 公共交通機関に対し、当該感染症の症状がある者が乗車しないことや、マスク着用等咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用、不要不急の利用の抑制の呼び掛けを行う。

(4) 予防接種

予防接種法第6条第3項に基づく新臨時予防接種を進める。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

埼玉県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 市民に対する予防接種の実施

市民に対し、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

② 住民接種の広報・相談

市は実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口の連絡先等の周知を行う。

(5) 医療**① 医療体制の整備**

ア 国からの要請を受け、県が専用外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うことについて周知し、協力する。

イ 県と連携して、地域における新型インフルエンザ等患者の診療体制を、医師会と連携しながら調整して確保するとともに、診療時間を取りまとめるなどして市民への周知を図る。

ウ 夜間診療所の職員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。

② 患者への対応等

医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により、新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断できた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により薬局に送付することができることについて、国が示す対処方針を県とともに周知する。

③ 医療機関等への情報提供

県とともに、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関に提供する。

④ 在宅で療養する患者への支援

ア 国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

- イ 自宅で療養する新型インフルエンザ等患者やその同居者に対し、広報やホームページ等を活用して、感染対策に努めるよう周知する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

埼玉県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

国及び県と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保等、感染防止及び衛生面に考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要がある患者等に対する医療の提供を行うため、県が行う臨時の医療施設の設置に協力し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

(6) 市民生活及び地域経済の安定確保

① 要援護者対策

新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

② 社会・経済機能の維持

ア 県とともに、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。

イ 県とともに、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

③ 遺体の火葬・安置

ア 引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

イ 県が遺体の搬送及び火葬作業にあたる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資の確保を行う際に連携する。

ウ 県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、市の区域内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町村及び近隣都道府県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。

- エ 死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保するものとする。併せて、遺体の保存作業のために必要となる人員などを確保する。
- オ 臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

埼玉県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 水の安定供給

水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

② 生活関連物資等の価格の安定等

ア 国及び県と連携して、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

イ 県とともに、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

ウ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、国及び県と連携して、適切な措置を講ずる。

③ 要援護者への生活支援

国及び県の要請を受け、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

④ 遺体の火葬・安置

ア 国及び県の要請を受け、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。

イ 国及び県の要請を受け、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

ウ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、国が緊急の必要があると認め、市長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めた場合には、市はそれに基づいて対応する。

6 小康期

状態：
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行はいったん終息している状況。
目的：
市民生活・地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方：
<ol style="list-style-type: none"> 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

① 実施体制の変更

ア 国及び県が基本的対処方針を変更し、小康期に入ったこと及び縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針を公示したときは、直ちに市対策本部もしくは市検討連絡会議を開催し、小康期の対策等を決定し、全庁一体となった対策を推進する。

イ 保健所が適宜開催する地域別対策会議において、地域の実情に応じた対策等について協議する。

② 市対策本部の廃止

緊急事態解除宣言がされた時は、速やかに市対策本部を廃止する。

(2) 情報収集と情報提供・共有

① 情報収集

国内外での新型インフルエンザ等の発生状況、各国の対応について、国及び県等を通して必要な情報を収集する。

② 情報提供・共有

ア 市民に対し、海外での新型インフルエンザ等の発生状況、各国の対応、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。

イ 国、県、関係機関等とのインターネット等を活用した情報共有の体制を維持

し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。

③ 相談窓口等の体制の縮小

国及び県からの要請を受け、相談窓口等の体制を縮小する。

(3) 予防・まん延防止

① 水際対策

県とともに、海外での発生状況を踏まえつつ、国が渡航者等への情報提供・注意喚起の内容を順次見直した場合には、海外渡航者や入国者に対する情報提供を行う。

② 市民や関係者に対する要請等

ア 県とともに、学校等における臨時休業、集会・外出の自粛等の公衆衛生対策を行っていた場合、それらの中止について検討し、周知する。

イ 県と連携し、事業所において縮小・中止していた業務がある場合、それらの再開について検討し、周知する。

(4) 予防接種

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

埼玉県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 住民接種の実施

国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。

② 住民接種の広報・相談

市は実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口の連絡先等の周知を行う。

(5) 医療

① 医療体制

国及び県と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

② 抗インフルエンザウイルス薬等

ア 国が国内外で得られた新型インフルエンザ等についての知見を整理し、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を作成した場合は、県と連携して医療機関に周知する。

イ 流行の第二波に備え、必要に応じ、夜間診療所の不足している医薬品その他

の物資等を確保する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

県と連携して、必要に応じ、県内発生早期又は県内感染拡大期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

(6) 市民生活及び地域経済の安定確保

① 要援護者対策

新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

② 社会・経済機能の維持

必要に応じ、引き続き県とともに、市民に対し、食料品、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物質等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

① 業務の再開

県と連携して、事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。

② 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止

国及び県等と連携し、県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

参考 国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

県行動計画（92 から 94 頁）より引用

※ これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

（１） 実施体制

（１）－１ 体制強化

県は、国内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じて庁内会議を開催し、対応方針について協議し、決定する。この場合、「埼玉県高病原性鳥インフルエンザ感染症対応指針」「埼玉県インフルエンザ（H5N1）対応マニュアル」「埼玉県インフルエンザ（H5N1）診断・治療及び医療施設等におけるガイドライン」を基本として対応する。

（２） サーベイランス・情報収集

（２）－１ 情報収集

県は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。

（２）－２ 国等からの情報収集

県は、家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザウイルスの人への感染、それらへの対応等の状況及び海外における状況について、国等から情報を収集する。情報収集源としては、以下のとおりとする。

- ・ 国際機関（WHO、国際獣疫事務局（OIE）、国連食糧農業機関（FAO）等）
- ・ 国立大学法人北海道大学：OIEリファレンスラボラトリー
- ・ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
- ・ 地方公共団体

（２）－３ 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

県は、鳥インフルエンザの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。

(3) 情報提供・共有

- (3) - 1 県内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、発生した市町村と連携し、発生状況及び対策について、県民に積極的な情報提供を行う。
- (3) - 2 国から、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染を認めたとの情報提供があった場合には、県は、海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について、県民に積極的な情報提供を行う。

(4) 予防・まん延防止

(4) - 1 水際対策

- ① 国が、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザの人への感染が認められた場合行う、発生国における発生状況の情報提供、検疫所における発生国への渡航者や発生国からの帰国者への注意喚起を受け、県も情報提供、注意喚起を行う。
- ② 県は、検疫所から検疫法の対象となる鳥インフルエンザの有症状者に関する通知等を受け、適切に対応する。

(4) - 2 疫学調査、感染防止策

- ① 県は、国が必要に応じて派遣する、疫学、臨床等の専門家チームと連携して、積極的疫学調査を実施する。
- ② 県は、国からの要請により、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等を実施する。
- ③ 県は、国と連携し、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者（有症状者）に対し、自宅待機を依頼する。

(4) - 3 家きん等への防疫対策

県は、県内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、以下の対策を実施する。

- ① 国の支援を受け、具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を実施する。
- ② 殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要がある、県による対応が困難である等の場合には、自衛隊の部隊等による支援を要請する。

- ③ 県警察は、防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。

(5) 医療

(5)－1 県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ① 県及び保健所設置市は、医療機関に対し、感染が疑われる患者が迅速かつ確実な診断を行われ、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療が行われるよう要請する。
- ② 県及び保健所設置市（地方衛生研究所を有しない市は除く。）は、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施する。また、国から提供される検査方法に関する情報に基づき、衛生研究所においても検査を実施する。
- ③ 県及び保健所設置市は、感染症法に基づき、鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、入院その他の必要な措置を講ずる。

(5)－2 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

- ① 県は、海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、県に情報提供するよう医療機関等に周知する。
- ② 県は、発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について、医療機関等に周知する。

用語解説

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥のこと。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、新型インフルエンザ等専用外来（帰国者・接触者外来）に紹介するための相談センター。市民からの一般的な問合せに対応する「相談窓口」とは異なる。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 個人防護具

エアロゾル、飛沫などの暴露及び偶発的な接種のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ 再興型インフルエンザ

感染症法第6条第7項第2号において、かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のこと

を示すこともある。

○ **新型インフルエンザ**

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ **新型インフルエンザ等緊急事態宣言**

特措法第32条第1項に基づき、政府対策本部長が国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときに行う。新型インフルエンザ等緊急事態宣言により、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に公示された場合は、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

○ **新型インフルエンザ等専用外来**

政府行動計画では「帰国者・接触者外来」、県での呼称は「新型インフルエンザ等専用外来」。新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来である。

県及び保健所設置市が、地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。新型インフルエンザ等専用外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○ **新感染症**

感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○ 相談窓口

市民からの一般的な問合せに対応する窓口。海外発生期から設置し、市民に対して適切な情報提供を行い、疾患に関する相談や生活相談等広範な内容にも対応する。

○ 致命率

流行期間中に、その疾病（ここでは新型インフルエンザ等）に罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザはA型インフルエンザウイルスを病原体とする鳥の感染症で、このうち、家きんに対し高い死亡率を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。鳥インフルエンザの病原体に人が感染した場合、それがH5N1亜型であれば二類感染症、H7N9亜型であれば指定感染症、それ以外であれば四類感染症として扱われる。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」）が該当し、発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ感染しやすく、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。パンデミックワクチンが供給されるまでの間、医療従事者等に対して接種される。

○ リ患率

流行期間中にその疾病に罹患した者の人口当たりの発生割合。発病率と同義。新型インフルエンザの場合は、全ての人々が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。